特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３号

新潟市中央区学校町通一番町１２番地市役所前ビル３階
清算株式会社　株式会社石橋商店
代表清算人　　原田　宏一
1　決定年月日　令和８年９月２日
2　主文　次の協定を認可する。

協　　定

1　現在の協定債権額の確認

清算株式会社は、各協定債権者の協定債権額が以下のとおりであることを確認する。

⑴　清算株式会社は、協定債権者株式会社第四北越銀行に対し、同社の協定債権額が元金２２０万４８６２円及びこれに対する利息・遅延損害金であることを認める。

⑵　清算株式会社は、協定債権者新潟県信用保証協会に対し、同社の協定債権額が元金３８６万７８７０円及びこれに対する利息・遅延損害金であることを認める。

⑶　清算株式会社は、協定債権者株式会社八十二長野銀行に対し、同社の協定債権額が元金５３３万0３１８円及びこれに対する利息・遅延損害金であることを認める。

⑷　清算株式会社は、協定債権者株式会社日産フィナンシャルサービスに対し、同社の協定債権額が元金１０万１９４０円及びこれに対する利息・遅延損害金であることを認める。

⑸　清算株式会社は、協定債権者ＭＯＢＩＬＯＴＳ株式会社に対し、同社の協定債権額が元金５０万３７００円及びこれに対する利息・遅延損害金であることを認める。

2　清算株式会社による弁済原資の確認

清算株式会社と各協定債権者は、清算株式会社の令和７年１０月２７日付弁済計画における配当後の残資産から必要な費用等を控除した残額が４１万５１０４円であることを確認する。

3　清算株式会社による弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、前項の残資産を以下のとおり各協定債権額に応じて按分弁済する。

⑴　清算株式会社は、協定債権者株式会社第四北越銀行に対し、７万６２１５円を、同社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑵　清算株式会社は、協定債権者新潟県信用保証協会に対し、１３万３７０１円を、同社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑶　清算株式会社は、協定債権者株式会社八十二長野銀行に対し、１８万４２５３円を、同社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑷　清算株式会社は、協定債権者株式会社日産フィナンシャルサービスに対し、３５２４円を、同社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑸　清算株式会社は、協定債権者ＭＯＢＩＬＯＴＳ株式会社に対し、１万７４１１円を、同社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

4　清算株式会社のその余の債務の免除

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

5　新たな財産の発見の場合

第３項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２５号

愛知県岡崎市葵町２番地８
清算株式会社　　株式会社山七商店
代表清算人　　渡邊　隆宏
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　協定債権

協定債権者及び協定債権額は次のとおりである。

1　協定債権者数　　４名
2　協定債権額
（1）元本及び特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金
５５，７９６，４７９円
（2）特別清算開始決定日後の利息及び遅延損害金
金額未定

第２　権利の変更

1　一般債権
（1）一般債権の定義

一般債権とは協定債権のうち代表清算人及びその親族が有する債権に該当しないものをいう。

（2）一般債権の弁済及び免除

ア　元本及び特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金

清算株式会社は、各一般債権を有する債権者（以下、「一般債権者」という。）に対し、協定債権のうち元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額について、本協定の認可決定確定時から１か月以内に、次のとおり算定される額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。

①　弁済額

元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額に０．００２７０６４７７８８を乗じた額

②　免除額

元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額から上記①の弁済額を控除した額

イ　特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金

清算株式会社は、各一般債権者に対し、協定債権のうち特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金の全額について、前記アの弁済時に免除を受ける。

2　代表清算人等債権
（1）代表清算人等債権

代表清算人等債権とは、協定債権のうち代表清算人・渡邊隆宏及びその親族・渡邊かおるが有する債権をいう。

（2）代表清算人等債権についての免除

代表清算人等債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

第３　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、各一般債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は清算株式会社の負担とする。

第４　端数の処理

本協定に基づく弁済額の算定に当たり、弁済額の１円未満の端数は切り上げる。

第５　新たな財産が発見されたとき

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各一般債権者に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。

この場合において、本協定に基づく債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失う。

第６　権利の移転があったとき

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の種類及び額を基準に本協定の各条項を適用する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（ヒ）第６号

群馬県富岡市富岡９８０番地
清算株式会社　株式会社スーパー丸幸
代表清算人　野村英樹
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　次の協定を認可する。

協　　定

1　協定の対象となる債権

第1　通則

1.　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。